

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準の一部改正（案）について（概要）

平成 30 年 7 月 26 日
健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項に基づく医師の届出並びに第 14 条第 2 項に基づく指定届出機関の届出に係る基準及び様式については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）において、感染症ごとに定められている。
- 今般、平成 30 年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、後天性免疫不全症候群（H I V 感染症を含む。以下同じ。）及び梅毒の発生動向をより詳細に把握するため、基準を改正し、後天性免疫不全症候群及び梅毒の届出様式に新たな記載項目を追加するもの。

2. 改正の概要

- 基準中、別記様式 5－9（「後天性免疫不全症候群発生届（H I V 感染症を含む）」の様式）を改正し、「診断時の CD 陽性 T リンパ球数（CD 4 値）」を記載項目として追加する。
- 基準中、別記様式 5－16（「梅毒発生届」の様式）を改正し、「性風俗の従事歴・利用歴の有無」、「口腔咽頭病変」、「妊娠の有無」、「過去の感染歴」及び「H I V 感染症の合併の有無」を記載項目として追加する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 感染症法第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項

4. 通知日及び適用期日

- 通知日 平成 30 年 9 月中旬（予定）
- 適用期日 平成 31 年 1 月 1 日